

# 保険料は大切な財源です

40歳以上のみなさんが納める保険料は、国や自治体の負担金やみなさんが負担する利用料と合わせて、介護保険を健全に運営していくための大切な財源となります。納付にご協力をお願いいたします。

## 介護保険の財源

1割、2割 または 3割  介護サービスの 利用者負担	利用者負担を除いた介護サービス費				
	保険料 50%		公費 50%		
+	人の65歳以上の保険料 <b>23%</b>	人の65歳未満の40歳以上の保険料 <b>27%</b>	市区町村の負担金	都道府県の負担金	国の負担金



### 令和3～5年度の 保険料負担割合

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は23%、40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料は27%となっています。

## 保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合は、次のような措置がとられます。納め忘れに注意しましょう。

- 1年以上保険料を滞納した場合は、介護サービスの費用がいったん全額利用者負担になります。保険者証には「支払方法変更の記載」が行われます。
- 1年6か月以上滞納した場合には、一時的に保険給付が差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を控除することがあります。
- 第1号被保険者で保険料を滞納していた人が新たにサービスを利用するときには、保険料未納期間に応じて利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

# 40歳以上65歳未満の人 (第2号被保険者) の保険料

## 保険料の決め方と納め方

### ◆国民健康保険に加入している人は

#### 決め方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



#### 介護保険料

=

#### 所得割

第2号被保険者の所得に応じて計算

+

#### 均等割

世帯の第2号被保険者の数に応じて計算

+

#### 平等割

第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらと計算

※介護保険料と国民健康保険税（料）の賦課限度額は別々に決められます。  
※保険料と同額の国庫からの負担があります。

#### 納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

※65歳になられる年度の第2号被保険者分の保険料は、杵藤地区内では6月から翌年3月までの10回に分けて納付して頂くため、第1号被保険者分の保険料と二重になっているように見えますが、65歳になられる年度の第2号被保険者の保険料は、65歳になられる誕生月の前月までで月割計算をしておりますので、第1号被保険者分の保険料の計算とは重複しないようになっています。

### ◆職場の医療保険に加入している人は

#### 決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



#### 介護保険料

=

給与および賞与

×

介護保険料率

※原則として事業主が半分負担します。

#### 納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて給与および賞与から徴収されます。  
※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

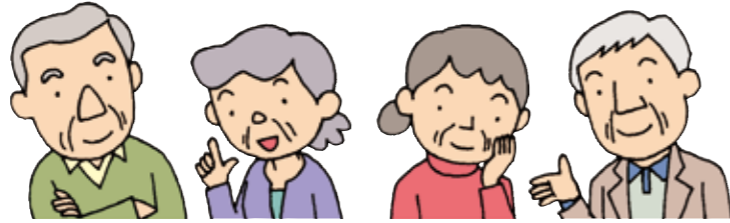
※65歳に到達する月の前月までの医療保険料には、第2号被保険者分の介護保険料が含まれます。詳細については、各医療保険者にご確認ください。

# 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

## 保険料の決め方

### 決め方

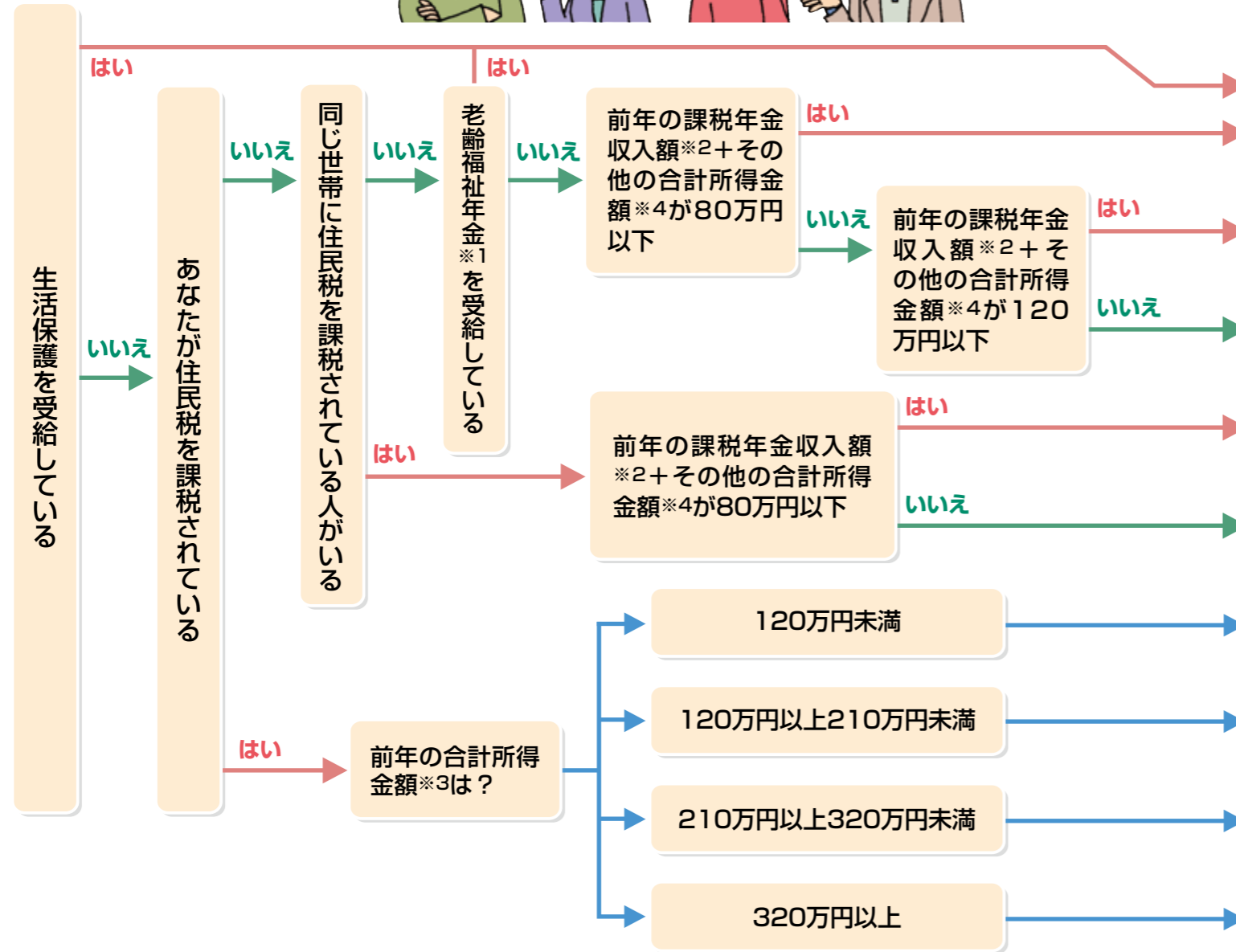
介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算定される基準額をもとにみなさんの所得に応じて設定されます。



基準額  
(年額)

$$\frac{\text{杵藤地区で介護保険給付にかかる費用(利用者負担分を除く)} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)}}{\text{杵藤地区の65歳以上の人数}}$$

●保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。



保険料所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、本人と世帯全員が住民税非課税の方 ●本人も世帯員も住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.30	21,552円
第2段階	本人も世帯員も住民税非課税の場合	本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.50 35,916円
第3段階		本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方	基準額×0.70 50,292円
第4段階	本人は住民税非課税、世帯内に住民税課税の方がいる場合	本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.90 64,656円
第5段階(基準額)		本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える方	基準額 71,832円 (基準月額5,986円)
第6段階	本人が住民税課税の場合	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20 86,208円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.35 96,984円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.60 114,936円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.85 132,900円

※1 老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた人等で、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。  
 ※2 課税年金収入額とは、国民年金・厚生年金・共済年金等の課税対象となる公的年金等の収入金額です。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は課税対象ではないため含まれません。

※3 合計所得金額とは、年金や給与、譲渡などの各所得金額の合計で、医療費控除や扶養控除などの所得控除を引く前の金額をさします。また、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額を言います。(合計所得金額が-(マイナス)の場合は0とみなします。)なお、平成30年度から合計所得金額は、短期・長期譲渡所得に係る特別控除の金額を差し引いた額となります。  
 ※4 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から課税年金収入額に係る雑所得を差し引いた額をさします。

## 保険料の納め方

### 年金が年額18万円以上の人 **特別徴収**

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

■ 老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金と、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

#### 特別徴収の人は……

- 前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は仮の保険料額を納付します（仮徴収）。10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などをもとに、本年度の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて納付します（本徴収）。



### 年金が18万円以上でも一時的に納付書などで納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的（半年から1年程）に納付書などで納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合 …など

### 年金が年額18万円未満の人 **普通徴収**

送付される納付書にもとづき、介護保険料を個別に納めます。

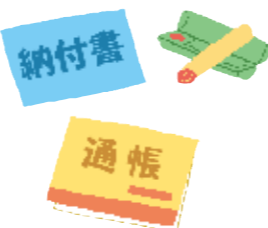
■ 杵藤地区介護保険事務所から送付される納付書を持って、金融機関またはコンビニで納付します。

#### 普通徴収の人は……

### 口座振替が便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳の届け出印）

これらを持って杵藤地区介護保険事務所指定の金融機関で手続きを



- 何らかの事情で口座振替を再開されるとき、お手続きを再度お願いすることがあります。

## 介護保険料の減免

災害や病気等による著しい所得の減少などの特別な事情などで、保険料が納められなくなったときには、申請により、保険料の徴収猶予や減額が受けられることがありますので、杵藤地区広域市町村圏組合または各市町の介護保険担当窓口までご相談ください。

第1号被保険者（65歳以上の方）や、その被保険者が属する世帯の生計を主として維持する者に対して、下記のような場合に減免の対象となります。

#### 〔減免該当事由〕

- 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- 死亡、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により収入が著しく減少したとき。
- 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- 低所得のため、生活困窮であるとき。

※減免となる割合は、減免該当事由の内容及び合計所得金額によりそれぞれ異なります。

#### 〔消費税増税に伴う低所得者軽減について〕

平成27年度から低所得者保険料の軽減を実施しています。

令和2年度からは、第1段階の保険料率を0.5から0.3に、第2段階は0.75から0.5に、第3段階は0.75から0.7にそれぞれ軽減しています。

